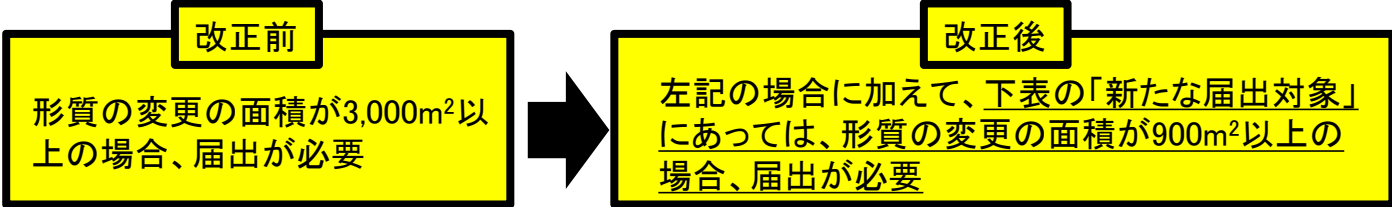


# 土壤汚染対策法が改正されます(平成31年4月1日)

法第3条第1項ただし書の確認に係る土地、有害物質使用特定施設を設置している事業所の関係者は御確認ください。

**土地の形質の変更を行う場合の届出要件が拡大されました。なお、汚染のおそれがある場合は、形質の変更前に土壤調査を行う必要があります。**



<b>新たな届出対象</b>	対象となる土地	法第3条第1項ただし書きの確認に係る土地	有害物質使用特定施設を設置している工場等の敷地(左記の土地を除く。)
	届出要件	掘削と盛土を問わず、形質の変更の面積が900m <sup>2</sup> 以上ある場合 <span style="float: right;">※共通</span>	
届出者	土地の所有者等	土地の形質の変更をしようとする者	
届出期限	あらかじめ	形質の変更に着手する日の30日前まで	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (様式第六)」 <span style="float: right;">※共通</span></li> <li>・土地の形質を変更しようとする場所を明らかにした図面(掘削と盛土の別がわかる図面(平面図・立面図・断面図))</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者と別に土地所有者等がいる場合は、当該土地の形質の変更に係る同意書またはそれに相当するもの</li> <li>※届出書と併せて、土壤汚染状況調査結果を添付することができます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形質変更をする深さが全ての部分で50cm未満であつて、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為</li> <li>・鉱山関係の土地において行われる行為</li> <li>・非常災害のために必要な応急措置として行われる行為</li> </ul>		
届出の例外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業を営むために通常行われる行為であつて、形質変更する土地の区域外への土壌の搬出を伴わないもの</li> <li>・林業の用に供する作業路網の整備であつて、形質変更する土地の区域外への土壌の搬出を伴わないもの</li> </ul>		

注意) 900m<sup>2</sup>未満の形質変更であっても、行政と相談の上、土壤調査等の実施を検討してください。

条件を満たした有害物質使用特定施設にあっては、汚染のおそれがない土地（土壌の採取等が不要）として扱うことができるようになります。

#### 改正前

有害物質使用特定施設を設置している場所は汚染のおそれが多い土地（土壌の採取等が必要）として取り扱う。

#### 改正後

**条件を満たした**有害物質使用特定施設を設置している場所は、汚染のおそれがない土地（土壌の採取等が不要）と取り扱う。

#### ○ 汚染のおそれがない土地として認められる条件

次のいずれにも該当すること。

- ① 平成24年6月1日以降に新設された有害物質使用特定施設であること。
- ② 水質汚濁防止法第12条の4に定める基準に適合していること。
- ③ 水質汚濁防止法第14条第5項の規定に基づく定期点検が適切に行われ、特定有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことを確認※できること。

※ 当該事項を確認するためには、**定期点検の結果を保存義務期間(3年間)に係らず、保存しておく**ことが望ましいです。

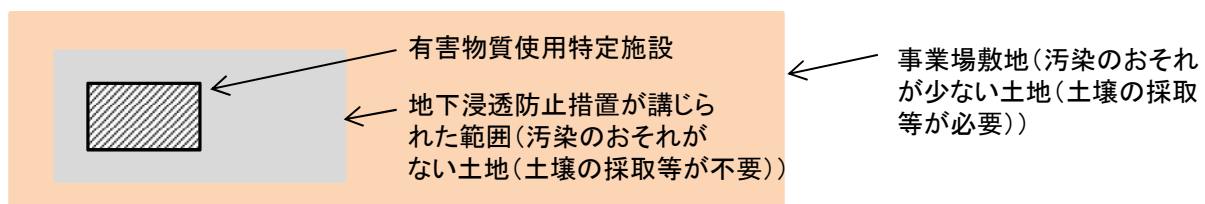
#### ○ 汚染のおそれがない土地として認められる範囲

地下浸透防止措置が講じられた範囲

※ 措置が講じられた範囲であっても、過去に特定有害物質の使用が確認された場合、土壌の採取等が必要になる場合があります。

※ 措置が講じられた範囲外の土地は、土地の利用方法によっては、土壌調査等が必要になる可能性があります。

＜法改正後の地下浸透防止措置が講じられた土地での汚染のおそれの区分のイメージ図＞



#### 【問い合わせ先】

さいたま市環境局環境共生部環境対策課水質土壌係

tel 048-829-1331

e-mail kankyo-tasiaku@city.saitama.lg.jp